

長期出張中の新聞記者の死亡と業務起因性

中央労基署長（スポーツニッポン新聞社）事件Ⅱ東京地裁平成一四年二月二七日判決
平成一一（行ウ）二四号 遺族補償給付等不支給処分取消請求 認容〔確定〕
労働判例八二五号三二頁

篠原信貴

【事実の概要】

一 亡Aは昭和四七年四月から訴外会社の東京本社に入社し、編集局特信部競馬担当記者として勤務していた。その後昭和五三年一月から昭和五七年一二月までは同局運動部に所属し、アマチュア野球、プロ野球を担当していたが、昭和五八年には再び特信部に配属され、北海道出張中の昭和六一年七月二五日、宿泊先において急性心不全により死亡した。

競馬担当記者としての亡Aの主な業務は、訴外会社発行のスポーツ紙に掲載するための中央競馬会主催の競馬予想記事その他の関連記事の取材と執筆である。訴外会社においては、札幌、函館、新潟及び福島各競馬場で行われる中央競馬主催の夏競馬については、取材と記事執筆は当該開催地に競馬担当記者が交代で長期出張して行うものとされ、そ

の他中山競馬場及び東京競馬場については、美浦トレーニングセンターに短期出張し、競馬開催日には競馬場でのレース取材を行うものとされていた。したがって、訴外会社での競馬担当記者の出張には、夏競馬開催のための三週間から五週間の長期出張と、美浦トレーニングセンターへの一泊二日の短期出張を繰り返すもの、との二種類がある。亡Aは死亡する一年前の昭和六〇年七月二十五日から昭和六一年七月二十四日まで、勤務日数二八〇日のうち、一六〇日（一年間の勤務日数の五七パーセント）の出張を行っていた。

二 亡Aは、第二回札幌競馬及び牧場取材のため、昭和六一年六月二十五日から同年七月二十八日まで三三泊三四日の予定で、単独で北海道に出張（以下本件出張）を行った。本件出張中の亡Aのスケジュールは、月曜日が公休日、火曜日から木曜日が早朝取材を含む取材及び記事執筆、金曜日から日曜日までが昼前からの競馬場における取材等であり、写真撮影も行っている。亡Aの死亡前一週間（金曜日から木曜日まで）の出退勤状況は、七月十八日が午前一時三〇分から午後六時まで、七月十九日が午前一時三〇分から午後六時まで、七月二十日（金曜日）が午前一時三〇分から午後八時まで、七月二十一日は、本来公休日であったものの業務の都合上午後一時から午後四時までであった。翌七月二十二日は午前五時三〇分から午前十一時三〇分まで競馬場で勤務した後、約四時間高校野球の取材を行い、七月二十三日は午前五時三〇分から午後六時まで勤務している。死亡日の前日にあたる七月二十四日は午後〇時三〇分から五時ごろまで通常の勤務を行い、その後午後六時から「札幌三歳ステークスフェア」に訴外会社の担当記者として出演参加し、午後七時三〇分頃には宿泊先に戻っている。

本件出張中である六月三〇日から七月二十四日までの原稿執筆量（記事掲載量）の合計は、亡Aが執筆したかどうかにつき争いのある部分も含めると、行数で六九九一行であり、一日当たり平均約二八〇行となる。死亡前一週間の原稿合

計量は二三二九行、一日当たり平均約三三三行である。

本件出張中の亡Aの取材体制・勤務状況を他社と比較すると、N社が三名（うち一名がカメラマン）、H社、S社がともに二名体制をとっており、訴外会社と同様の一名体制をとるT社は撮影を専門カメラマンに外注していた。出張期間はN社が四週間、H社が二、三週間、T社が一〇日程度である。同年七月一九日から七月二五日までの北海道競馬に関する記事量は、一日当たりの平均で、N社が一二九行、S社が六二行、H社が九七行である。

三 亡Aの妻である原告Xは、亡Aが北海道出張中に急性心不全で死亡したのは、業務上の死亡であるとして、被告Y（中央労基署長）に対し、労働者災害補償保険法に基づき遺族補償給付及び葬祭料の支給を請求したが、Yはこれを不支給とする旨の処分（以下「本件不支給処分」）を行った。本件は、Xが本件処分の取消を求めた事案である。

【判旨】 請求認容

一 因果関係の判断のあり方について

「労災保険法の関係規定（同法一条ないし三条、二条の二、七条、一二条の八、二四条等）からすれば、労災保険法の定める労災補償制度は、使用者が労働者をその指揮監督の下に業務に従事させていることから、その過程において業務に内在する各種の危険に労働者が遭遇することが不可避的であることに鑑み、労働者保護の見地から、使用者の過失の有無にかかわらず、その危険が現実化して疾病等の災害が発生した以上、その災害によって労働者が受けた損害は使用者が負担すべきものであり、使用者に対し労働力の毀損に対する損失てん補を行わせることが衡平にかなうとして、その補償義務を課したものと解される。このような労災保険法の立法目的、労災補償の趣旨からして、労働者に生じた

疾病等が業務上の疾病等であるといえるためには、法的にみて業務に内在する危険が現実化したといえるほどの関係、すなわち労災補償を認めるのを相当とする関係がなければならぬから、業務と疾病等との間に相当因果関係があることを要すると解するのが相当である。」

その相当因果関係の有無を判断するに当たっては、「当該労働者の業務の内容・性質、作業環境、業務に従事した期間等の労働状況、当該労働者の疾病発症前の健康状況、発症の経緯、発症した症状の推移と業務との対応関係、業務以外の当該疾病を発症させる原因の有無及びその程度等の諸般の事情を総合的に判断して、経験則上、業務に内在する危険が現実化したといえるほどの関係があるといえるかにより決するのが相当である。」

二 亡Aの死因について

「亡Aの死亡時の状況は、痛みを感じたようにはみえないから、心筋梗塞の可能性は低く、重症の致死的不整脈と推認するのが相当である。」「重症不整脈は、心室細動による可能性が高いから、この致死的不整脈は心室細動によるものと考えられるが」、亡Aには、特段の危険因子はなく、亡Aの心臓に極めて短い期間に心臓疾患が発生したことを認めるに足りる証拠もないから、「この心室細動は、心臓疾患が存在しないと思われていた人に突然起こったもの、すなわち、特発性心室細動であると推認するのが相当である。」

三 亡Aの死亡の業務起因性について

「亡Aが過労の状態にあったものとするれば、それが誘因となって亡Aに心室細動を引き起こし、致死的不整脈をもたらして急性心不全で死亡に至った高度の蓋然性を認めることができるというべきである。」

「競馬担当記者としての亡Aの業務は、著しく出張業務が多く、その期間も一か月を超えることが度々あること、出張時は、追い切り調教を取材する時は早朝午前五時ころに起床せざるを得ないなど、職務時間が変則的であるし、注目馬の動向も注視していなければならないこと、取材対象、取材内容、取材場所がほぼ特定されているとはいえず、初対面の人にも取材しなければならないこと、出張時の宿泊先は寮の相部屋かホテルでの長期の一人暮らしであって、自宅とは環境を大いに異にすることからすると……精神的、肉体的に相当負担のある業務であったといふべきである。」

「本件出張はその予定が三三泊三四日という長期にわたるもので、亡Aは、北海道の牧場や札幌競馬を単独で取材していた。単独取材は、代わりの者がいないことから、亡Aには、取材、執筆、送稿を滞らせないための精神的な緊張感があったといふことができる。また、亡Aは、札幌競馬の取材中は、一人で写真撮影も兼ねている。」

さらに、亡Aの執筆量については……他社の記者の執筆量に比べ圧倒的に多いことが認められ、その内容も、前掲証拠によつて窺われるように、競馬のレース結果、競走馬の調教時の様子、騎手、馬主の動向、レース結果の予想など多種多様である。

これらのことは、他社の記者の出張期間や取材等に当たる人数、執筆量に比べ、亡Aが相当負担のある業務に従事していたと認めるに足りるものである。」

「亡Aは、昭和六一年七月二〇日にはシンボルドルフ引退の特ダネを執筆している」が、「この記事の執筆に当たり、亡Aには、特ダネであることから、他社に気づかれてはならないとする精神的緊張感」、「力の入った記事にしなければならないとの精神的緊張感」があったと考えられる。

「また、亡Aは、死亡三日前の同月二二日には、早朝より取材した後、仮眠をとらないまま、約四時間にわたり高校野球の取材をし、執筆、送稿しているが、過去に五年間の野球担当記者としての経験があるとはいえず、本来の競馬取材、

執筆、送稿とは異なるのであるから、その精神的、肉体的負担があつたものと認められる。」

「さらに、死亡前日の同月二四日には、公開の『札幌三歳ステークスフェア』に出演しており、これは通常の取材、執筆とは異なり、多数の観客の面前で発言するのであるから、一時的とはいえ、精神的な負担はあつたと認められる。」

亡Aの労働時間の「具体的時間数については、これを認めるに足りる証拠はないが」、「亡Aは、前記労働時間を相当程度上回る時間、記事の執筆等の業務に従事していたものと推認することができる。」

「亡Aの急性心不全の直接の原因と推認される特発性心室細動は、仮に亡Aの心臓に何らかの素因があつたとしてもその自然的経過を超えて進行増悪して発症したものであり、亡Aの過重な業務が誘因となつて発症したもので、亡Aの死亡と業務との間には、経験則上、業務に内在する危険が現実化したものとして、相当因果関係があるものと認めるのが相当である。」

「亡Aの発症前一週間以内の業務は日常業務を相当程度超えていると認めることができ、また、それより前の業務も過重であつたといふことができるから、亡Aの死亡の業務起因性については、本件認定基準^①に照らしても、肯定することができる。」

四 結論

「以上によれば、亡Aの死亡は、亡Aの従事した業務に起因するものといふべきであるから、これを業務上の死亡と認めなかつた本件処分は違法である。」

【検討】 判旨概ね賛成 結論賛成

一 本判決の位置付け

本件は、新聞記者の長期出張中に生じた心臓疾患による死亡が業務上のものであるかが争われた事案である。^②出張中の業務の過重性が争われたケースとして参考になろう。

本判決の争点は、①業務と疾病との因果関係についての判断のあり方、②亡Aの直接の死因、③亡Aの死亡が業務上の死亡といえるかどうか、である。このうち主たる争点は③であるから、これを中心として、関連する限りで①についても検討する。

二 業務と疾病との因果関係についての判断のあり方

業務災害に関する規定である労基法七五条二項を受けた労規則三五条別表第一の二は、三七の疾病を一般的に業務との因果関係の明らかなものとして列挙しているが、その他に「その他業務に起因することの明らかな疾病」という一般条項（第九号）を定めている。脳・心臓疾患はこの一般条項によつて業務災害と認められうるが、こうした疾病が業務災害であると認定されるためには、業務と疾病との間に一定の関係が必要となる。

この業務と疾病との関係については、両者の間に合理的関連性が認められる災害であれば足りるとする見解^③もあるが、行政解釈は相当因果関係が必要であるとしており、最高裁もまた業務と疾病との間に相当因果関係の存在を求め、その疾病又は負傷が原因となつて死亡事故が発生した場合でなければ業務災害とは認められないとの立場をとつて^④いる。判旨一も「労働者に生じた疾病等が業務上の疾病等であるといえるためには、法的に見て業務に内在する危険が現実化したといえるほどの関係、すなわち労災補償を認めるのを相当とする関係がなければならぬから、業務と疾病等との

間に相当因果関係があることを要すると解するのが相当である」として、相当因果関係の存在を求めており、これまでの判例の立場を踏襲したものといえる。

この相当因果関係の有無を判断するに際しては、業務が相対的に有力な原因と認められなければ業務起因性を認めないとする立場（相対的有力原因説）と、業務が基礎疾患と共同原因になっていればよいとする立場（共同原因説）の対立があり、行政解釈は相対的有力原因説に立っている。判例にも、業務が相対的に有力な原因であることを求めるものや、共同原因となることで足りるとするもの、また両者の混合体というべきものがあったが、^⑤横浜南労基署長（東京海上横浜支店）事件^⑥において最高裁は、相当因果関係の有無を広範に、総合的かつ柔軟に判断するとの立場をとった。判旨一もこれに沿って「諸般の事情を総合的に判断して、経験則上、業務に内在する危険が現実化したといえるほどの関係があるといえるかにより決するのが相当である」としており、行政解釈の立場よりもより広範に因果関係を認めるものといえる。

三 亡Aの死亡の業務起因性について

判旨三は、亡Aの過重労働の判断にあたり、出張業務が多かったこと、出張中の勤務が変則的であったこと、本件出張が長期・単独出張であったこと、記事執筆量が他社と比較して多量であったこと、死亡前一週間に通常と異なる業務があったこと、特ダネ執筆による精神的負担等を指摘している。また労働時間については具体的な認定はできないとしながらも、記事の執筆量等から、明らかにになっている労働時間を相当程度上回るものと推認できるとしている。

以上の点からは、判旨は労働時間についてはそれが長時間にわたるものであったであろうと推認しているのみで、むしろ普段から出張業務が多く、本件出張も長期・単独出張であったこと、記事の執筆量が他社と比較して多量であり、

労働密度が高かった可能性があること等、労働の質的な点を多く挙げて、これが精神的・肉体的負担を生じさせるものであるとしてその過重性を認めているものといえる。一般に、過重労働はその量的な側面（労働時間）から判断されることが多いから、判旨が質的な側面に多くを言及し、結論として過重労働を認めている点は特徴的であるということができよう。

ところで、行政解釈もこうした質的な過重性を必ずしも軽視しているわけではない。

たとえば行政通達（平成一三年一月二日基発第一〇六三号）は、過重負荷の有無につき、その量的側面として労働時間が業務量の大きさを示す指標であるとして、これを最も重要な要因であるとする。長期間の疲労の蓄積に関して、「発症前一月ないし六か月にわたって一か月当たりおおむね四五時間を越える時間外労働が認められない場合は業務と発症との関連性は弱い」、概ね四五時間を越えて時間外労働が長くなるほど業務と発症との関連性が強いと評価される、「休日のない連続勤務が長く続くほど、業務と発症との関連性をより強め」とし、労働時間を重視するとの立場を示している。しかしながら、質的側面に関しても、勤務の不規則性、拘束時間、状況、精神的緊張の程度等をみるほか、特に出張に関しては出張の頻度、出張中の業務内容、宿泊の有無、出張中における睡眠を含む休憩・休息の状況、出張による疲労の回復状況等を評価するとしている。要するに行政通達は、過重労働に関しては労働時間をその判断の基調としながらも、質的側面も総合考慮して判断するとの姿勢をとっているといえる。

本件においては、労働時間に関してはこれを推認させる証拠しか存在しないが、少なくとも質的側面から過重労働を認めることは必ずしも行政通達と乖離するものではない。また、新聞記者という裁量性の高い職務においては厳密な労働時間の算定は困難であり、最終的には記事の執筆量等から推認するしかないのであるから、本件のような、出張が問題となった事案、かつ新聞記者という職務の特殊性を考慮すると、質的側面を重視して過重労働を認め、相当因果関係

を肯定しようとする判断は妥当であると考えられる。

四 本件における出張業務の具体的評価

(1) 出張中の業務の過重性と裁判例

判旨三は業務の過重性の判断を行っているが、さまざまな要素を総合勘案したものであるため、それぞれの関係、軽重がわかりにくい。特に判旨三が、「競馬担当記者としての亡Aの業務は、著しく出張業務が多く、その期間も一か月を超えることが度々あること」と述べて、出張業務が多いこと、また長期出張があることを過重性の要因であると述べている点は、「出張」それ自体を業務の過重性の判断において重視しているようにもとれるが、そうであれば賛成できない。行政通達においても出張に関わるさまざまな態様が総合考慮されるように、一般的に出張といってもさまざまであって、出張があることが直ちに過重性を導くのではなく、そこでの量的・質的な面での労働の態様が問題なのである。

裁判例において出張が問題となったケースでも、個々の事情により判断が分かれている。まず、出張を含めた労働時間の中で業務の過重性が認定された事実としては、中央労基署長（電通）事件⁷がある。この事件では、当該労働者の労働時間が常に所定労働時間を大きく超えるものであったことに加え、繰り返し返される海外出張や、国内出張においても夜遅くまで業界関係者と面談、会食等を繰り返していたことから業務の過重性が認められている。また水戸労基署長（茨城新聞社）事件⁸では、基礎疾患があることを認識しながら仕事を優先して入院治療を受けることのない労働者の死亡に関し、出張中の労働時間が過重であって、これが基礎疾患を自然の経過を超え増悪させたこと、また長期出張により基礎疾患についての治療の機会を失ったことが認められている。

もう少し多面的に出張について述べられているケースとしては、静岡労基署長（三菱電機静岡製作所）事件⁹がある。

この事件は、工場の製造部門の労働者が販売店へ出張し、店頭販売業務に従事する中で労働者が死亡したものであるが、出張中の拘束時間が日常業務よりも長時間であり、通勤時間も長時間にわたること、日常業務と異なる職務で精神的緊張があったこと等から過重労働が認められている。また、ローム株式会社・京都労働基準監督署長事件¹⁰では、普段からの過密労働に加えて、出張が多く、その出張の際には寝台列車の利用や、自動車を長距離にわたり運転する等、移動による労働者への負担が大きかったことから、業務の過重性が認められている。

さらに海外出張を含めて出張が連鎖的になされているケースでは、業務の過重性が認められやすい。

韓国への出張中の労働者の死亡が問題となった名古屋南労基署長事件（矢作電設）事件¹¹では、問題の韓国出張前になされた度重なる出張につき、当該労働者の出張業務は、長距離の移動、その前後の社内業務との兼合い、業務時間が不規則になること、当該出張は拘束性が強いこと等からして、当該労働者が出張を通常業務の一内容としていたとしても、社内業務と比較して同人の肉体的、精神的負担は過大であったと評価された。そして、こうして疲労が蓄積された状態でなされた当該労働者の初めての海外出張となる韓国への出張は、そのこと自体が相当な肉体的、精神的負担になると、韓国出張における拘束性が強いこと、寒暖差によるストレスがかかること等が認められ、業務の過重性が肯定されている。同じく国内外への一三日間連続となる出張業務が問題となった三井労基署長（三井東圧化学）事件¹²では、当該労働者の日常業務が同僚と比較して大差ないものであって、出張が多いだけでは業務過重とはいえず、死亡直前の業務に関しても移動時間が多く、出張中も宿泊先のホテルで休息をとれるようになっていて、業務の過重性を認めなかった地裁判決を覆し、高裁は「そもそも出張業務は、列車、航空機等による長時間の移動や待ち時間を余儀なくされ、それ自体苦痛を伴うものである上に、日常生活を不規則なものにし、疲労を蓄積させるもの」であるから、移動中等の労働密度が高くないことを理由に業務の過重性を否定することは相当でないとして、一連の業務の過重性を認めている

る。

近年の最高裁判決である神戸東労基署長（ゴールドリングジャパン）事件¹³では、当該労働者が四日間の国内出張直後に、海外出張として、一四日間に六の国と地域を回る過密な日程の下、一二日間にわたり休日もなく連日長時間の勤務を続けたことから、こうした出張業務につき特に過重な業務にあたるかと判断している¹⁴。

他方で、出張業務であっても業務の過重性が認められていない事案では、移動の負担が軽減されている点、業務内容が量的・質的に変化しないという点を指摘しているものがある。

この両者を指摘しているものとして、宿泊を伴う出張であっても移動による疲労の回復が十分に見込める上、業務内容が通常と変わらないとして、出張による業務の過重性は否定されている事案がある¹⁵。この事案では、移動による疲労の蓄積に関しては、宿泊を伴う出張に際して、最初の一日を移動日にあて、二日目を安全教育や作業についての段取りを行う等、比較的疲労が蓄積しにくいような出張形態であったことが判断に影響しているものと思われる。さらに、市田・大阪中央労働基準監督署長事件¹⁶では、衣料の卸売りという業務についていた労働者の出張は業務内容からして出張が日常業務の色彩が強いとされ、精魁堂・東大阪労働基準監督署長事件¹⁷では、機械製品の納入、据付け、修理等を目的とする出張業務が通常業務と比較して質的差異をもたらしものといえないとされ、ともに出張による業務の過重性は否定されている。

(2) 裁判例の分析

以上の裁判例をみると、出張が過重労働であると認められたケースにおいても、以下に述べるような出張の態様が問題となまっていることがわかる。

まず、出張中の労働が量的に過重であると評価できる場合には、そのまま業務の過重性が認められることになるが、これ自体は当然のことである。さらに出張特有の労働の質的な面での問題としては、次の三点にまとめることができよう。まず第一に、移動や宿泊地による疲労の蓄積の問題である。上述のように、裁判例においてこれを指摘するものは多い。一般的に、出張は移動によって労働者が疲労するため、出張中の労働密度が低いとしても、業務の過重性が認められやすい。特に海外出張を含めて出張が連続・連鎖的になされている場合等、短期的に出張が繰り返され、業務地の移動が頻繁に起こっている場合、またそれが海外である等長距離である場合には、業務の過重性が認められやすくなる。しかし、移動や宿泊の問題それ自体は、適切な疲労回復手段がとられていることにより、軽減される場合もありうる。

次いで、出張業務においては業務内容が通常の業務と異なることが問題となる。出張が業務上精神的緊張を強いるようなものである場合は、特に裁判所によってこの点が言及される。一般的には、出張業務は日常業務と比して通常以上の負担がかかるものであり、出張業務は労働者の負担を引き起こしやすい。しかし、出張業務が日常業務とほとんど変わらない場合や、もはや出張業務自体が日常業務と変わらない場合等は、必ずしも労働者にとって特別の負担を引き起こすとは評価されず、この点から業務の過重性が認められないこともある。

最後に、特に宿泊を伴う出張業務における拘束性の程度があげられる。通常業務において、労働者は自宅等通常の生活上の拠点から仕事場に通うわけであるが、宿泊を伴う出張業務においては、労働時間外であっても通常の生活拠点とは異なる場所で肉体的、精神的疲労の回復に努めることになる。こうした点に鑑みると、宿泊を伴う長期の出張業務は、その拘束性の高さから、一定の範囲で業務の過重性を認める余地がある。

(3) 本件へのあてはめ

以上を本件についてあてはめてみると、本件出張における労働の質的な面での評価としては、上述した三点のうち、長期出張による拘束性の程度のみが問題であったにすぎないのではないか。

本件出張による亡Aの負担に関しては、まず、移動や宿泊による疲労の蓄積という点が考えられる。亡Aは日常的に出張業務が多く、こうした出張による移動等の負担が一応は認められるといえよう。しかしながら、この点を挙げて業務の過重性を考慮する際には、この移動による負担が実際にどの程度であったのか、これがどの程度軽減されていたのかどうかを審査される必要がある、単純に出張が多いというだけでは、移動や宿泊による疲労回復という視点から、業務の過重性を認めることは困難である。さらに、本件において問題となった長期出張の点について言えば、移動の負担はむしろ軽減され、宿泊施設等も十分に整っていたようであって、疲労回復の面での問題は少なかったものと思われる。

次いで、業務内容の点では、出張による業務の過重性を認めることは困難である。確かに、亡Aの出張中の業務は、業務時間の変則的なものであること、単独の記事の執筆があること等から、出張以外の日常業務と比して考えれば精神的に緊張を強いるものであるといえそうである。しかし、亡Aは新聞記者として普段から出張が多く、一年の勤務日数のうち、半分以上の出張を行っており、また、その出張による業務の内容も、その都度大きく変わるというものではなかったようである。つまり、亡Aは新聞記者として、出張による取材をいわば日常的に行っていたということができた。裁判例において、出張中の業務内容から特に精神的・肉体的負担を認めているもの多くは、主として日常業務と異なる業務を行うことにその根拠を求めており、本件のように日常的に、ほぼ同じ内容の出張を行ってきた場合には、業務内容の点からその過重性は認められていない。本件においても、業務内容という意味では、労働者にかかる負担が比較的軽度なものと捉えられる。こうした視点からは、出張中になされた高校野球の取材や、札幌三歳ステークスフェアへ

の出演は、ある程度の過重性を認める要因となりうる。しかし、野球の取材に関しては過去の経験があること、札幌三歳ステークスフェアに関しては比較的短時間であること等から、これによる負担もあまり大きなものであったと評価することはできない。

一方、拘束性の程度は問題である。亡Aは三三泊三四日という長期にわたる取材をしており、出張業務による拘束性はかなり高いものであったとすることができる。また、普段から出張業務が多いということも、拘束性の程度という意味では問題である。

こうしてみてみると、本件出張に関しては、特に出張特有の問題としては長期出張が引き起こす拘束性の程度が問題になるが、その他の点では格別業務の過重性を認めにくいのであるから、本件出張による労働の質的側面からだけでは、格別精神的、肉体的に負担の多い業務であると判断すべき事案であつたようには思われない。判旨三では、「著しく出張業務が多く、その期間も一か月を超えることが度々ある」ことを含めて業務の過重性の判断要素としてさまざまに事実が挙げられているが、むしろ主要なものは出張中の労働時間が長期にわたるであろうと推認されること他に、多量の記事の執筆がいわばノルマとして課されていたこと、特ダネ執筆による精神的緊張等であり、本件ではそれらを総合勘案してようやく業務の過重性を認めるに至つた事案であると考えられる。出張中の労働の質的側面が問題であつたことは確かであるが、それらは出張中に生じた負担であつても出張に特有の問題ではなく、むしろ通常の業務における負担の評価、すなわち裁量的な業務における過重性の評価の問題としての色彩が強いものであつた。判旨三では、総合勘案として各要素を並列的に配置しており、出張それ自体の評価と、業務の負担の評価とが区別されておらず、そのため業務の過重性の判断要素の關係がやや不鮮明なものとなつてしまつた。本件が出張中に事故が起きた事案であるために、出張業務の評価と、通常の業務における負担の評価が混在したことに原因があらう。

- (1) 昭和六十二年一月二十六日基発第六二〇号、平成七年二月一日基発第三八号、平成八年一月二二日基発三〇号等。
- (2) 本件の評釈として、松永理士「長期出張中の新聞記者の死亡につき、業務起因性が認められた例」法政研究六九卷四号一九五頁（二〇〇三年）。
- (3) 水野勝「保険事故」窪田還暦『労災補償法論』（法律文化社・一九八五年）一六五頁。
- (4) 最一小判昭和五一・一一・一二判時八三七号三四頁。
- (5) 裁判例における共同原因と相対的有力原因については、小畑史子「脳血管疾患・虚血性心疾患の業務上外認定に関する裁判例」花見古希『労働関係法の国際的潮流』（信山社・二〇〇〇年）九七頁を参照。
- (6) 最一小判平成一二・七・一七判七八五号六頁。
- (7) 東京地判平成一三・五・三〇判八二一三三四二頁。
- (8) 東京高判平成一三・一・二三判八〇四号四六頁。
- (9) 静岡地判平成三・一一・一五判五九八号二〇頁。
- (10) 京都地判平成八・九・一一判七〇九号五九頁。
- (11) 名古屋高判平成八・一一・二六判七〇七号二七頁。
- (12) 東京高判平成一四・三・二六判八二八号五一頁。
- (13) 最一小判平成一六・九・七判八八〇号四四頁。
- (14) 本判決が連鎖出張ないし連続出張をその過重性の要因として評価するものである可能性を指摘するものとして、山口浩一郎「最新労災判例の詳解・海外出張中に発症した穿孔性十二指腸潰瘍と業務起因性」ろうさい二〇〇四年一月号四頁。
- (15) 東京高判平成一二・四・二六判時一七三三三号一三八頁。
- (16) 大阪高判平成三・三・二二判五八七号四四頁。
- (17) 大阪地判平成三・二・二五判五九〇号六九頁。